

一般社団法人さいわい役員報酬等並びに費用に関する規程

令和2年5月21日規定

令和7年7月12日改定

(目的)

第1条 当規程は、一般社団法人さいわい（以下「当法人」という。）定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び謝金の支給について定める事を目的とする。

(定義等)

第2条 当規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第20条第1項によって総会で選任された理事及び監事をいう。
- (2) 代表理事とは、定款第20条第2項によって理事会で選定された代表理事をいう。
- (3) 常勤役員とは、当法人を主たる勤務場所とし、週3日以上出勤している役員をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益および退職慰労金であり、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬及び謝金の支給)

第3条 当法人は、役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。ただし、収支状況により支給しない場合もあることとする。

- 2 代表理事、常勤役員には、【別表1】の役員俸給表に基づき報酬月額を支給する。
- 3 非常勤役員には、理事会等への出席、または特別の任務を委託した場合に限り、【別表2】の非常勤役員謝金表に基づき、謝金を支給することができる。

(報酬額の決定)

第4条 役員報酬額については、社員総会において定める総額の範囲内で、役員俸給表に基づいて、役員本人の業績及び当法人の財務状況を鑑み、理事会において決定する。

- 2 役員報酬は年1回理事会で見直しを行う。

(報酬の支給と控除)

第5条 役員報酬は、月額分を本人の指定する本人口座へ毎月振り込むものとする。ただし、法令等に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して振り込むものとする。

(報酬の日割り計算)

第6条 月の途中で常勤役員に就任したとき、または月の途中で常勤役員を退任したとき、あるいは死亡したときの報酬は、日割り計算で行うものとする。

(端数の処理)

第7条 当規程に定めるところによる報酬計算において生じた円未満の端数の処理については、これを切り捨てるものとする。

(費用)

第8条 当法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、別に定める旅費交通費規程に準ずる。

3 旅費交通費については、旅費交通費規程に準ずる。

(規程外事項)

第9条 当規程に定めてない事項は、理事会で決定する。

(規程の改廃)

第10条 当規程の改廃は、社員総会において行う。

附則

当規程は、一般社団法人さいわいの設立の登記の日（令和2年5月21日）から施行する。

附則（令和7年7月改正）

当規程は、令和7年7月12日から施行する。

【別表1】 役員俸給表

号俸	報酬月額	号俸	報酬月額	号俸	報酬月額
1	100,000円	7	220,000円	13	340,000円
2	120,000円	8	240,000円	14	360,000円
3	140,000円	9	260,000円	15	380,000円
4	160,000円	10	280,000円	16	400,000円
5	180,000円	11	300,000円	17	420,000円
6	200,000円	12	320,000円	18	440,000円

【別表2】 非常勤役員謝金表

項目	単位	単価
理事会出席	1回	5,000円
業務相談	1回	5,000円
講師	1回	10,000～30,000円
講師補助	1回	5,000～15,000円
イベント運営	1日	10,000～20,000円
イベント運営補助	1日	5,000～10,000円
その他（専門）	1回／1日	10,000～30,000円
その他（非専門）	1回／1日	5,000～15,000円

※謝金は、上記金額を基準に、業務内容に応じて調整し、支給する。

※依頼業務が 1 日（6 時間以上）に満たない場合は、上記金額を目安に調整し、支給する。